

別記

著作権等取扱特記事項

(著作権者人格権等の帰属)

- 第1 委託業務の実施にあたり、受注者が作成した印刷製本物等（ウェブサイト、報告書等を含む）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。
- 2 印刷製本物等に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権者人格権及び著作権（著作権者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 受注者が作成した印刷製本物等の利用許諾については、その都度、発注者と受注者の協議により別途書面を取り交わし、許諾を得るものとする。

(保証)

- 第3 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。